

厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百五十八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金等取扱規程（平成十年厚生省告示第三百十号）の一部を次の表のように改正し、令和六年度以降の年度分の補助金に適用する。

令和六年三月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

## 改正後

(補助金の交付の対象事業及び対象者)

第3条 厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を中欄に掲げる事業内容により右欄に掲げる研究類型に従い行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、研究事業のうち指定型以外のもの及び推進事業に要する経費にあつては厚生労働科学研究費補助金を、研究事業のうち指定型に要する経費にあつては厚生労働行政推進調査事業費補助金を交付するものとする。

交付の対象事業	事業内容	研究類型
(略)	(略)	(略)
23 健康安全・危機管理対策総合研究事業	地域保健基盤形成に関する対策、生活環境安全対策及び健康危機管理・テロリズム対策の総合的な推進に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 戦略型 若手育成型

2～17 (略)

(交付の条件)

第12条 補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 研究事業に要する経費の配分の変更をしてはならないこと。

## 改正前

(補助金の交付の対象事業及び対象者)

第3条 厚生労働大臣は、その所管に属する事務を遂行するために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を中欄に掲げる事業内容により右欄に掲げる研究類型に従い行う研究者等に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において、研究事業のうち指定型以外のもの及び推進事業に要する経費にあつては厚生労働科学研究費補助金を、研究事業のうち指定型に要する経費にあつては厚生労働行政推進調査事業費補助金を交付するものとする。

交付の対象事業	事業内容	研究類型
(略)	(略)	(略)
23 健康安全・危機管理対策総合研究事業	地域保健基盤形成に関する対策、 <u>水安全対策</u> 、生活環境安全対策及び健康危機管理・テロリズム対策の総合的な推進に資することを目的とする研究事業	一般公募型 指定型 戦略型 若手育成型

2～17 (略)

(交付の条件)

第12条 補助金の交付の決定には、次の条件を付すものとする。

- (1)・(2) (略)
- (3) 研究事業に要する経費の配分の変更をしてはならないこと。

また、研究事業に要する経費の費目の配分の変更又は推進事業に要する経費の配分の変更（別に定める場合に限る。）をしようとする場合には、別に定める様式による経費変更申請書を速やかに厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(4) 第 10 条第 1 項の申請書の内容のうち研究事業又は推進事業の実施計画（当該事業の目的及び効率的な実施に関係のない軽微な変更を除く。）を変更しようとする場合には、別に定める様式による事業変更申請書を速やかに厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(5) （略）

(6) 研究者等が、海外出張、病気その他の理由で引き続き 3 月以上事業が遂行できなくなる場合には、第 4 号の申請書を速やかに厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(7)・(8) （略）

(9) 研究事業若しくは推進事業を中止し、又は廃止する場合には、その理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した当該事業の中止又は廃止の承認申請書を速やかに厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(10)～(16) （略）

2・3 （略）

また、研究事業に要する経費の費目の配分の変更又は推進事業に要する経費の配分の変更（別に定める場合に限る。）をしようとする場合には、別に定める様式による経費変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(4) 第 10 条第 1 項の申請書の内容のうち研究事業又は推進事業の実施計画（当該事業の目的及び効率的な実施に関係のない軽微な変更を除く。）を変更しようとする場合には、別に定める様式による事業変更申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(5) （略）

(6) 研究者等が、海外出張、病気その他の理由で引き続き 3 月以上事業が遂行できなくなる場合には、第 4 号の申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(7)・(8) （略）

(9) 研究事業若しくは推進事業を中止し、又は廃止する場合には、その理由、今後に講ずる措置その他必要と認める事項を記載した当該事業の中止又は廃止の承認申請書を厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならないこと。

(10)～(16) （略）

2・3 （略）